

# 初診及び最新時の 選定療養費について

## 選定療養費とは

医療の機能分担を推進し高度・専門医療を行う事を目的として令和4年度の診療報酬改定より、200床以上の病院へ義務付けました。（初診時）紹介状を持たずに直接受診される場合、（再診時）他の医療機関へ紹介を申し出た後も当院を受診される場合、通常の診療費とは別にご負担いただく金額です。

初診時

7,700円(税込み)

再診時

3,300円(税込み)

皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

※下記に該当する場合はこの限りではありません。

- 救急車、救急ヘリコプターで来院した救急患者
- 各種公費負担制度（指定難病、自立支援医療、生活保護等）の受給対象の方
- 労働災害、公務災害、交通事故の受診患者 等

# 時間外選定療養費について

## 時間外初診時の選定療養費について

初診時に他の医療機関(病院・診療所)からの紹介によらず、直接受診される場合は、通常の診療費とは別に 7,700円(時間外)、を徴収いたします。

緊急性が低い患者さんで、夜間や休日の時間外に受診を希望される方が対象です。

ただし、緊急その他やむを得ない事情等により、来院した場合によっては、この限りではありません。